

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

31年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	運 別	①	②	③
			起点	経由地	終点								
阿賀野市	阿賀野市	(1) 前山線(700)	京和荘	前山	阿賀野市役所	往18.3km 復 0.0km	240日 239日	120回 119.5回		路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統新潟～水原線水原停留所外1箇所と近接	③
	阿賀野市	(2) 前山線(702)	京和荘	前山	市野山(ウオロク脇)	往26.5km 復 0.0km	240日 239日	120回 119.5回		路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統新潟～京ヶ瀬線阿賀浦橋東詰停留所と近接	③
	阿賀野市	(3) 前山線(703)	市野山(ウオロク脇)	前山	京和荘	往 25.3km 復 0.0km	240日 239日	120回 119.5回		路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統新潟～京ヶ瀬線阿賀浦橋東詰停留所と近接	③
	阿賀野市	(4) 神山線(902)	笹神支所	熊堂 神山駅前	阿賀野市役所	往27.0km 復 0.0km	240日 239日	120回 119.5回		路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統新潟～水原線水原停留所と近接	③
	阿賀野市	(5) 神山線(903)	阿賀野市役所	神山駅前	笹神支所	往26.9km 復 0.0km	240日 239日	120回 119.5回		路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統新潟～水原線水原停留所と近接	③
	阿賀野市	(6) 神山線(904)	神山駅前	中ノ通	阿賀野市役所	往22.2km 復 0.0km	240日 239日	120回 119.5回		路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統新潟～水原線水原停留所と近接	③
	阿賀野市	(7) 神山線(901)	阿賀野市役所	中ノ通	笹神支所	往27.3km 復 0.0km	240日 239日	120回 119.5回		路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統新潟～水原線水原停留所と近接	③
	阿賀野市	(8) 神山線(907)	阿賀野市役所	熊堂 中ノ通	笹神支所	往26.4km 復 0.0km	240日 239日	120回 119.5回		路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統新潟～水原線水原停留所と近接	③
	阿賀野市	(9) 神山線(951)	阿賀野市役所	熊堂 中ノ通 笹神支所	阿賀野市役所	往42.3km 復 0.0km	240日 239日	120回 119.5回		路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統新潟～水原線水原停留所と近接	③
	阿賀野市	(10) 安田地域循環線(O2AB)	安田支所	宝珠温泉 あかまつ 荘	安田支所	往44.8km 循環	240日 239日	240回 239回		路線定期運行	②(2)	地域間交通ネットワーク阿賀野市役所-保田-石間中線保田横町停留所と近接	③
	阿賀野市	(11) 安田地域循環線(O4AB)	安田支所	宝珠温泉 あかまつ 荘	安田支所	往45.1km 循環	240日 239日	240回 239回		路線定期運行	②(2)	地域間交通ネットワーク阿賀野市役所-保田-石間中線保田横町停留所と近接	③
	阿賀野市	(12) 安田地域循環線(O5AB)	安田公民館	宝珠温泉 あかまつ 荘	安田支所	往43.2km 循環	240日 239日	240回 239回		路線定期運行	②(2)	地域間交通ネットワーク阿賀野市役所-保田-石間中線保田横町停留所と近接	③

【変更】
「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」により5月1日(天皇即位の日)を運休としたことによる、計画運行日数・計画運行回数の変更。
※上記以外の変更はなし。

阿賀野市	(13) 安田地域循環線(03AB)(22B)	横町	宝珠温泉 あかまつ 荘	安田公 民館	往44.9km 循環	240日 239日	240回 239回		路線定期運行	②(2)	地域間交通ネットワーク阿賀野市役所-保田-石間中線保田横町停留所と近接	③
------	-------------------------	----	-------------------	-----------	---------------	--------------	--------------	--	--------	------	-------------------------------------	---

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。